



山形県公報

平成15年8月12日(火)
第1465号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)...983  
山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....(環境保護課)... 同

### 訓 令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令.....(人 事 課)...984

### 告 示

収納の事務の委託.....(児童家庭課)... 同  
土地配分計画の作成.....(農村計画課)... 同  
県営土地改良事業計画の決定.....(庄内総合支庁農村計画課)... 同  
道路の位置の指定.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...985  
道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)... 同  
同.....( 同 )... 同

### 公安委員会関係

### 告 示

運転免許取得者教育認定変更の届出.....986  
指定講習機関の名称等変更の届出..... 同

## 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成15年8月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 山形県規則第59号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第199条の表山形県地下水審議会の項を削る。

附 則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成15年8月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 山形県規則第60号

山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則(昭和51年8月県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第11条から第14条までを削り、第15条を第11条とし、第16条を第12条とする。

附 則

この規則は、平成15年 9月 1日から施行する。

**訓 令**

山形県訓令第18号

庁 中  
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年 8月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程(昭和56年 4月県訓令第 3号)の一部を次のように改正する。  
別表第 1 山形県地下水審議会の項を削る。

附 則

この訓令は、平成15年 9月 1日から施行する。

**告 示**

山形県告示第790号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第 1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成15年 8月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 委託した収納事務

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務

2 受託者の名称及び住所

- (1) 名 称 社会福祉法人日本保育協会
- (2) 住 所 東京都渋谷区神宮前五丁目53番 1号

3 委託期間 平成15年 4月 1日から平成16年 3月31日まで

山形県告示第791号

農地法(昭和27年法律第229号)第62条第 2項の規定により、土地配分計画を次のとおり作成した。

平成15年 8月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 地 区 名     | 所 在           | 予定売渡口数 | 予 定 売 渡 面 積 |
|-----------|---------------|--------|-------------|
| 名 木 沢 地 区 | 尾花沢市大字名木沢字西野々 | 増反 2   | 農地674平方メートル |
| 南 原 地 区   | 米沢市大字李山字川鉢    | 増反 1   | 農地99平方メートル  |

山形県告示第792号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第 1項の規定により県営稲生地区土地改良(農業水利施設緊急更新整備事業)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年 8月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良（稲生地区農業水利施設緊急更新整備事業）事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所、三川町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成15年 8月19日から同年 9月17日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第793号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課及び長井市役所において縦覧に供する。

平成15年 8月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定の番号 私有置総西建第119号
- 2 指定の場所 長井市成田字川原屋敷二1132 - 22の一部、1132 - 5の一部、1132 - 15の一部
- 3 道路の現況 幅員 4.0メートル  
延長15.40メートル
- 4 指定年月日 平成15年 8月 1日

山形県告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年 8月12日から同年 8月25日まで縦覧に供する。

平成15年 8月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|-------------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 東田川郡余目町大字京島字海道端18番 1 から<br>同 103番まで | 旧    | 37.9メートル<br>と<br>19.2 | メートル<br>92 |
| 同 上                                 | 新    | 28.3メートル<br>と<br>19.2 | 同 上        |

山形県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年 8月12日から同年 8月25日まで縦覧に供する。

平成15年 8月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 余目松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|----------------------------------------|------|------------------|------------|
| 東田川郡余目町大字提興屋字岩台70番2 から<br>同 字下田34番12まで | 旧    | 21.6メートル<br>11.8 | メートル<br>42 |
| 同 上                                    | 新    | 13.5メートル<br>11.6 | 同 上        |

## 公安委員会関係

### 告 示

#### 山形県公安委員会告示第12号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成15年 8月12日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美 智 子

- 1 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社吾妻自動車学校
- 2 変更内容

| 変更に係る事項 | 変 更 前     | 変 更 後   |
|---------|-----------|---------|
| 代表者の氏名  | 佐 藤 長 之 助 | 猪 俣 吉 市 |

#### 山形県公安委員会告示第13号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成15年 8月12日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美 智 子

- 1 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社吾妻自動車学校
- 2 変更内容

| 変更に係る事項 | 変 更 前     | 変 更 後   |
|---------|-----------|---------|
| 代表者の氏名  | 佐 藤 長 之 助 | 猪 俣 吉 市 |